

- 登録番号 第22795号
- 登録年月日 平成25年11月20日
- 農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
- 登録品種の名称 DELIAMIRA
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

- 登録番号 第22805号
- 登録年月日 平成25年11月20日
- 農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
- 登録品種の名称 太陽のシェルティ
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番1号

- 登録番号 第27586号
- 登録年月日 令和元年11月20日
- 農林水産植物の種類
Bidens L.
- 登録品種の名称 SUNBIDEVB 3
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝4丁目17番5号

- 登録番号 第27603号
- 登録年月日 令和元年11月20日
- 農林水産植物の種類
Citrus L.
- 登録品種の名称 平井 Red
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
平井孝宜
鹿児島県奄美市名瀬浦上町4-16
平井孝宜
鹿児島県奄美市名瀬浦上町4-16

- 登録番号 第27607号
- 登録年月日 令和元年11月20日
- 農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
- 登録品種の名称 YD519
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビウム園
岡山県岡山市南区浜野1丁目12番30号

- 登録番号 第27613号
- 登録年月日 令和元年11月20日
- 農林水産植物の種類
Xerochrysum bracteatum (Vent.) Tzvelev
- 登録品種の名称 Bonxero 1278
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

- 登録番号 第27626号
- 登録年月日 令和元年11月20日
- 農林水産植物の種類
Loropetalum chinense (R. Br.) Oliv.
- 登録品種の名称 祝
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鈴木祐司
埼玉県川口市木曽呂364-2

- 登録番号 第27640号
- 登録年月日 令和元年11月20日
- 農林水産植物の種類
Prunus mume Siebold & Zucc.
- 登録品種の名称 和夢なでこ
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
那須誠
和歌山県田辺市下三栖200番地1

- 登録番号 第27648号
- 登録年月日 令和元年11月20日
- 農林水産植物の種類
Syringa L.
- 登録品種の名称 Pink Perfume
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Andre Franciscus van Nijnatten
Meierseweg 26 4881DJ Zundert, The Netherlands

○農林水産省告示第154号
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和七年十一月十六日に消滅したものとみなされる。
令和八年八月七日
農林水産大臣 鈴木 寛和

- 登録番号 第25544号
- 登録年月日 平成28年11月22日
- 農林水産植物の種類
Bidens L.
- 登録品種の名称 ピンクハニー
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
浅野寿晴
岐阜県岐阜市日置江323番地

- 登録番号 第25558号
- 登録年月日 平成28年11月22日
- 農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
- 登録品種の名称 ゴールデンアポロン
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社森田洋蘭園
埼玉県川越市大字南田島999番地

○農林水産省告示第154号
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和七年十一月十六日に消滅したものとみなされる。
令和八年八月七日
農林水産大臣 鈴木 寛和

- 登録番号 第30610号
- 登録年月日 令和6年11月27日
- 農林水産植物の種類
Hibiscus moscheutos L.
- 登録品種の名称 タイタンピーター
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868-3

- 登録番号 第30612号
- 登録年月日 令和6年11月27日
- 農林水産植物の種類
Hibiscus moscheutos L.
- 登録品種の名称 タイタンモイラ
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868-3

- 登録番号 第30613号
- 登録年月日 令和6年11月27日
- 農林水産植物の種類
Hibiscus moscheutos L.

- 登録品種の名称 タイタンカシオペア
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868-3

種苗登録

種苗登録

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第6条の規定により、第39回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和8年8月7日

厚生労働大臣 上野賢一郎

- 試験期日 令和9年2月7日（日曜日）
- 試験地 北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県
ただし、試験地の事情により、近隣の試験地に変更することがある。
- 試験科目 医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

- (2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は129問、総試験時間数は225分とする。

- (3) 出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）、大学院若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。以下「4年制専修学校」という。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（令和9年3月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者、並びに同法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において相談援助実習指導及び相談援助実習（以下「実習科目」という。）を除く指定科目を修めて卒業し、若しくは修了し、又は同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められ、その後、同法に基づく大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めた者（令和9年3月31日までに修める見込みの者を含む。）

なお、指定科目は次のとおり（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第1条に規定する科目）であること。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から④までに掲げる科目とする。

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム

- ④ 社会福祉の原理と政策

- ⑤ 社会保障

- ⑥ 権利擁護を支える法制度

- ⑦ 地域福祉と包括的支援体制

- ⑧ 高齢者福祉

- ⑨ 障害者福祉

- ⑩ 児童・家庭福祉

- ⑪ 貧困に対する支援

- ⑫ 保健医療と福祉

- ⑬ 刑事司法と福祉

- ⑭ ソーシャルワークの基盤と専門職

- ⑮ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）

- ⑯ ソーシャルワークの理論と方法

- ⑰ ソーシャルワークの理論と方法（専門）

- ⑱ 社会福祉調査の基礎

- ⑲ 福祉サービスの組織と経営

- ⑳ ソーシャルワーク演習

- ㉑ ソーシャルワーク演習（専門）

- ㉒ ソーシャルワーク実習指導

- ㉓ ソーシャルワーク実習

- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。）（以下「3年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）又は3年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの（令和9年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。）

- (3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）（以下「2年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者又は2年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であっ

て、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの（令和9年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）

- (4) 学校教育法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第2条に規定する科目）であること。

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会保障
- ⑤ 権利擁護を支える法制度
- ⑥ 高齢者福祉
- ⑦ 障害者福祉
- ⑧ 児童・家庭福祉
- ⑨ 貧困に対する支援
- ⑩ 保健医療と福祉
- ⑪ 刑事司法と福祉
- ⑫ ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑬ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
- ⑭ 社会福祉調査の基礎
- ⑮ 福祉サービスの組織と経営
- ⑯ ソーシャルワーク演習

- (5) 3年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

- (6) 2年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士

短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

- (7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

- (9) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第1条の2第3項に規定する者であって、法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

- (10) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第1条の2第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

- (11) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条の2第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）
- (12) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）
- 6 受験手続
- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
- ア すべての受験者が提出する書類等
- （ア）受験申込書 施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
- （イ）写真 受験申込前6月以内に脱帽して撮影したもの。
- イ 精神保健福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類 精神保健福祉士登録証の写し
- ウ 5の(1)に該当する者が提出する書類 大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書
- なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあつては、令和9年4月9日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。
- エ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類 短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所屬長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、令和9年4月9日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ 5の(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)に該当する者が提出する書類 社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、令和9年4月9日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ 5の(9)、(10)、(11)又は(12)に該当する者が提出する書類 社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、令和9年4月9日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ 5に該当する者で、第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあつては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
- ア インターネットにより受験申し込みをする場合は、6の(1)において別に定めるものを除き、令和8年9月3日（木曜日）9時30分から令和8年10月2日（金曜日）23時59分までの間に、試験センターのホームページより申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ 郵送により書類を提出する場合は、簡易書留郵便により、令和8年10月2日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時30分から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、24,300円とする。ただし、第29回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は21,720円、精神保健福祉士である者であって試験科目の免除を申請する者は20,460円とし、試験センターが指定する方法により納付すること。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付

受験票は、令和8年12月11日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7 合格基準の考え方

次の2つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

- (1) 問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。
- (2) (1)を満たした者のうち、以下の6科目群（施行規則第5条の2の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあつては2科目群）すべてにおいて得点があった者であること。
- ① 医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム
 - ② 社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度
 - ③ 地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉

④ ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎

⑤ 高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉

⑥ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営

8 合格者の発表

- (1) 試験の合格者は、令和9年3月9日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。
- (2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和9年3月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
- (3) 卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、令和9年3月31日（水曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。6の(1)のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9 受験の申込みに必要な書類の請求

インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。ただし、郵送で申し込む場合は、受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求を郵便はがきによって行うこととする。郵便はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「社会福祉士受験の手引〇人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、郵送料は、受験申込者の負担とする。

10 その他

- (1) 試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。
- (2) 受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号SEMPOSビル 郵便番号 150-0002 電話番号 03 (3486) 7521 (平日午前9時30分から午後5時) 試験案内専用電話番号 03 (3486) 7559 (音声案内) ホームページ <https://www.sssc.or.jp/>

社会福祉士試験委員の公告

第39回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和8年8月7日

厚生労働大臣 上野賢一郎

試験委員長 栃本一三郎

副委員長

有村 大士	石川 鎮清	岩本 操
岡田 まり	片岡 靖子	潮谷 有
武川 正吾	茶屋道拓哉	中川 純
西田 和弘	松端 克文	

委

青井 夕貴	朝田 佳尚	池谷 秀登
石田賀奈子	伊藤 隆博	伊藤 優子
井上 浩平	梅谷 進康	大迫 秀樹
大西 雄一	岡崎 幸友	尾方 欣也
金子 徹	鍋木奈津子	川久保 寛
河谷はるみ	川村 岳人	菊地 英明
北村 世都	汲田千賀子	久保田 純
黒田有志弥	小西 暁和	柴 セツコ
佐竹 要平	新保 祐光	菅原 里江
鈴木 忠義	鈴木 裕介	基 豊
高野 和良	高野 龍昭	高野八千代
高山由美子	竹島 太郎	田嶋 英行
辰野 文理	樽井 康彦	角田 亮
富江 直子	富永 忠祐	中井 俊雄
中村 卓治	中矢亜紀子	西崎 緑
橋爪 幸代	橋本 理子	橋本有理子
畑 亮輔	早坂 聡久	原田 晃樹
菱沼 幹男	平部 康子	眞榮城和美
増田 和高	松倉真理子	山田 勝美
山本 博之	吉田 俊之	與那嶺 司
脇野幸太郎		

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第6条の規定により、第29回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和8年8月7日

厚生労働大臣 上野賢一郎

1 試験期日 令和9年2月6日（土曜日）及び2月7日（日曜日）

2 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 試験科目 医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、精神医学と精神医療、現代の精神保健の課題と支援、精神保健福祉の原理、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法及び社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は132問、総試験時間は230分とする。

(3) 出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者（令和9年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者（令和9年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第1条に掲げる科目）であること。

ただし、法第7条第4号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑳までに掲げる科目とする。

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会福祉の原理と政策
- ⑤ 地域福祉と包括的支援体制
- ⑥ 社会保障
- ⑦ 障害者福祉
- ⑧ 権利擁護を支える法制度
- ⑨ 刑事司法と福祉
- ⑩ 社会福祉調査の基礎
- ⑪ 精神医学と精神医療
- ⑫ 現代の精神保健の課題と支援
- ⑬ ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑭ 精神保健福祉の原理
- ⑮ ソーシャルワークの理論と方法
- ⑯ ソーシャルワークの理論と方法（専門）
- ⑰ 精神障害リハビリテーション論
- ⑱ 精神保健福祉制度論
- ⑲ ソーシャルワーク演習
- ⑳ ソーシャルワーク演習（専門）
- ㉑ ソーシャルワーク実習指導
- ㉒ ソーシャルワーク実習

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの（令和9年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。）

(3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの（令和9年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）

(4) 学校教育法に基づく大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者（令和9年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において基礎科目を修めて修了した者（令和9年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において基礎科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第7条第2号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第2条に掲げる科目）であること。

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会福祉の原理と政策
- ⑤ 地域福祉と包括的支援体制
- ⑥ 社会保障
- ⑦ 障害者福祉
- ⑧ 権利擁護を支える法制度
- ⑨ 刑事司法と福祉
- ⑩ 社会福祉調査の基礎
- ⑪ ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑫ ソーシャルワーク演習